

担 当	岐阜労働局労働基準部		
	監督課長	角南 巖	
	監察監督官	なつまや 夏厩 宗幸	
	電話	058-245-8102	

県内約110か所の建設現場を対象に一斉監督指導を実施

- 55%の現場で労働安全衛生法違反が認められ、是正を勧告 -

岐阜労働局（局長 藤井 龍一郎）では、平成20年12月の1か月間に、県内112か所の建設工事現場に対し一斉監督指導を実施した。

その結果、112現場のうち、62現場（55.4%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

記

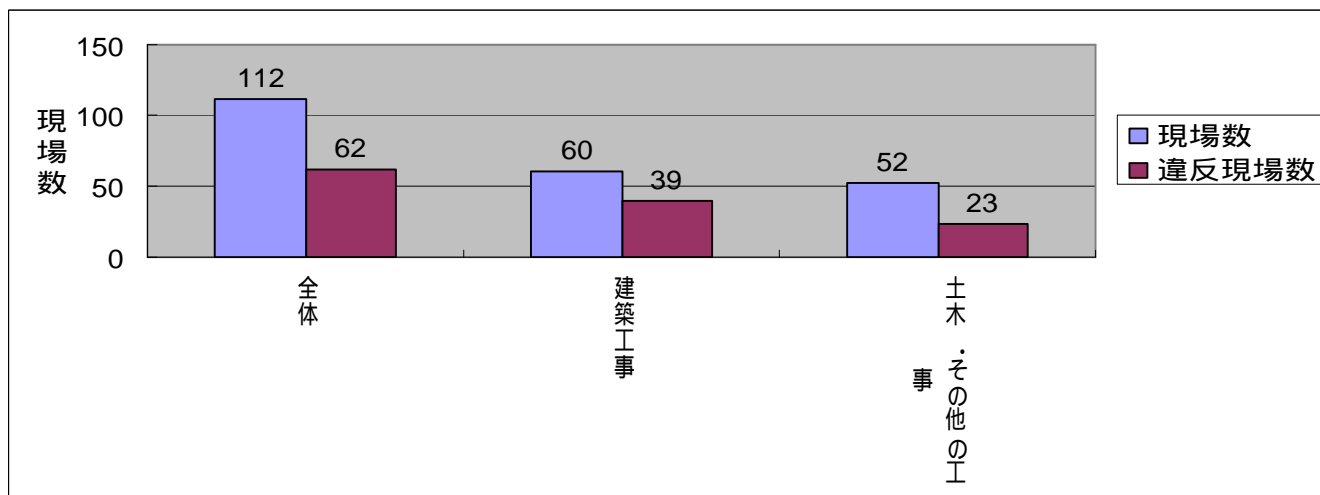
1 監督結果の概要

(1) 違反率は55.4%（112現場中、違反62現場）

臨検監督を実施した建設工事現場は112現場であるが、このうち、62現場（55.4%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の違反が認められた。平成19年の結果（128現場中、違反68現場、違反率53.1%）と比較すると、違反現場数の比率は若干高くなった。

臨検監督を実施した工事現場を種類別にみると、建築工事が60現場、土木・その他の工事が52現場であったが、違反が認められたのは、建築工事が39現場（65.0%）、土木・その他の工事が23現場（44.2%）となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

(グラフ1) 監督指導件数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	60	39	65.0%
土木・その他工事	52	23	44.2%
合計	112	62	55.4%

(2) 23現場で墜落等防止のための安全義務違反

主要な違反項目別でみると、

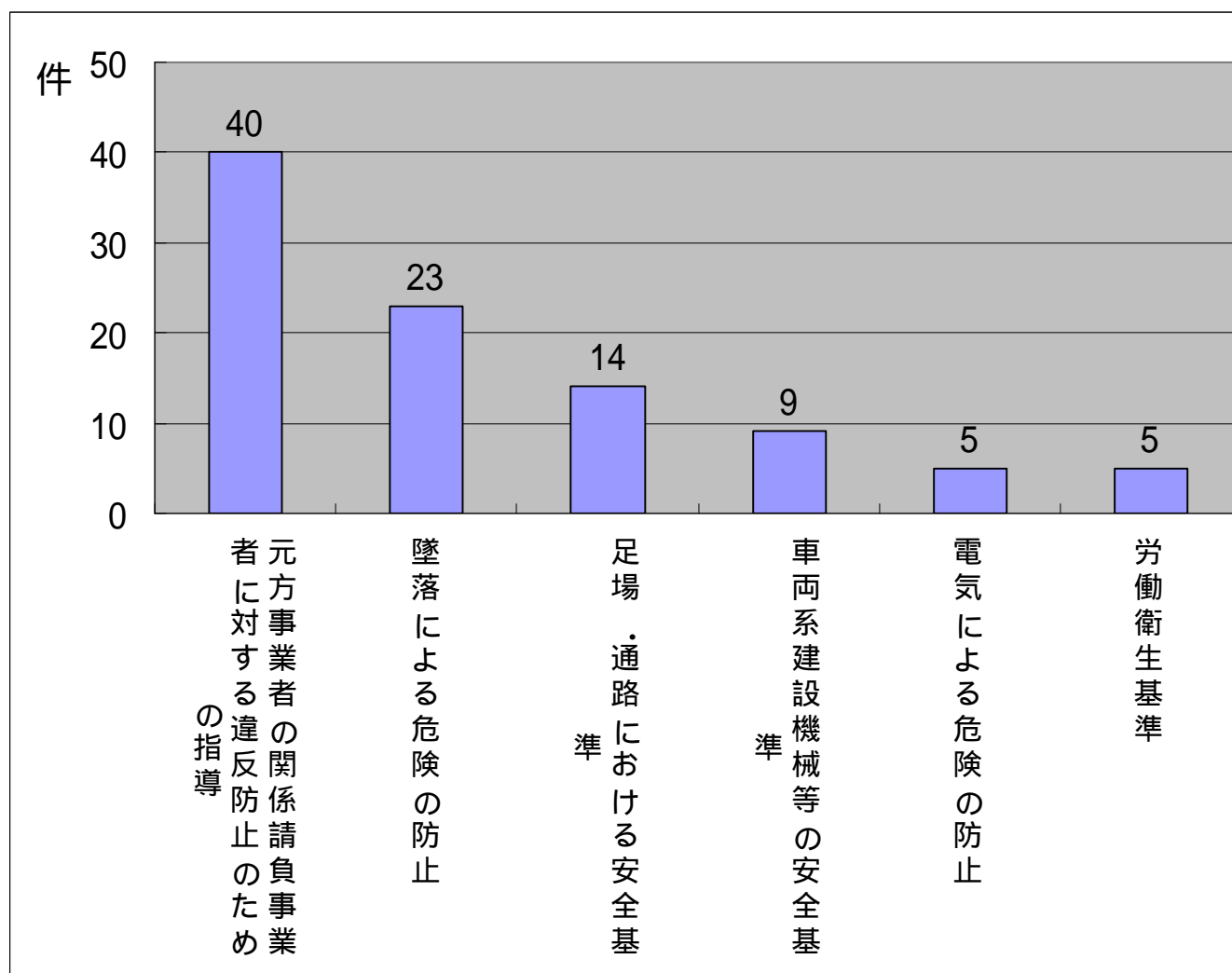
元請事業者が行うべき災害防止協議会の設置・運営や関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が40現場(違反率35.7%)

「高所作業場所(高さ2メートル以上)への手すり未設置」等の墜落等防止のための安全措置義務違反が23現場(同20.5%)

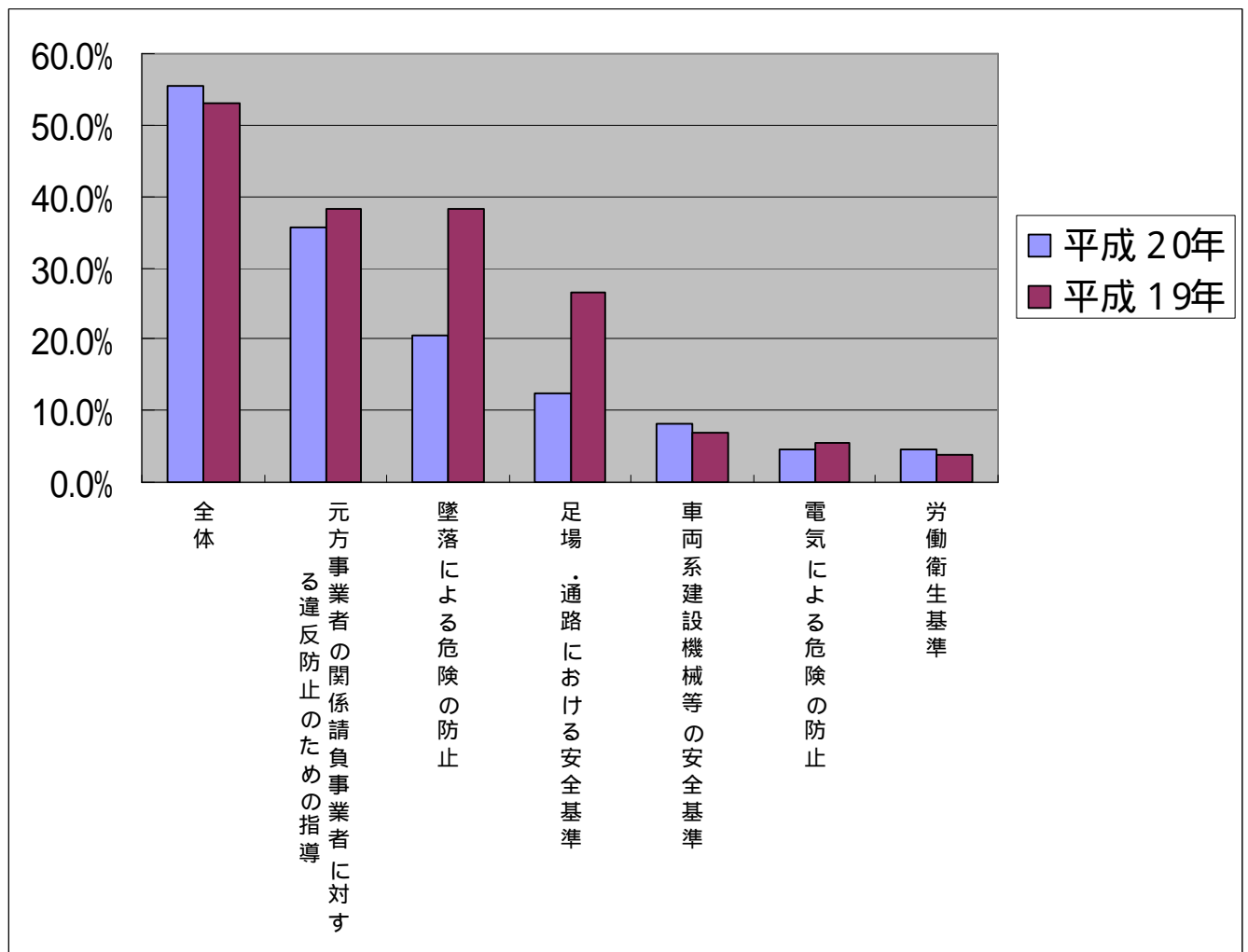
足場・通路等についての安全措置義務違反が14現場(同12.5%)の順となっている。

、の違反とも、違反率については、平成19年の結果を下回っているものの、死亡労働災害につながるおそれのある墜落等防止のための安全措置義務違反が、約2割の現場で認められた。

(グラフ2) 主な違反件数



(グラフ 3) 平成 1 9 年 1 2 月に行った一斉監督との違反率の比較



(3) 8 現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、8 現場 (7 . 1 %) に対し、作業停止命令又は立入禁止命令等を行った。

作業停止等命令処分の具体的事例

- ・ 足場の作業床に墜落防止用の手すりが一部設けられていなかったもの
- ・ 屋根作業に従事する労働者に対して墜落防止措置が講じられていなかったもの
- ・ 切断用木工機械の歯の部分に接触防止用の覆いがなかったもの

2 今後の方針

- (1) 平成 2 0 年における建設業の死亡労働災害 (本日現在) は 6 人であり、昨年の同時期の 8 人に比べ減少しているものの、全産業の死亡労働災害 (2 6 人) の約 2 割を占めている。

(2) 今回実施した一斉監督において、元請事業者の関係下請事業者に対する違反防止のための指導を行っていないことに関する違反や、死亡労働災害につながるおそれのある墜落等防止措置等に係る違反が依然として認められたことから、県内7つの労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め、厳正に対処するとともに、建設業における安全衛生水準の向上を図るため、厚生労働省が示す「元方事業者による建設現場安全管理指針」(建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示したもの)及び、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(「計画 - 実施 - 評価 - 改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組み)等の普及・啓発により一層努めることとしている。